

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第69号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該申請をした職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年とする。

(大学等課程の履修のための休業をすることができる教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として任命権者が適当と認めるもの

(職員として参加することが適當である奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に準ずる奉仕活動として任命権者が適当と認めるもの
- (3) 外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適當であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の期間の延長)

第6条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、若しくは停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、若しくは停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を受けるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職手当の取扱い)

第10条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第4条の10第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての香川県職員退職手当条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の知事が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(香川県職員定数条例の一部改正)

2 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の定数には、<u>休職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員及び育児休業をしている職員を含まないものとする。</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>略</p> <p>2 前項の定数には、<u>休職者及び育児休業をしている職員を含まないものとする。</u></p>

(香川県警察職員定数条例の一部改正)

3 香川県警察職員定数条例（昭和29年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の定数には、<u>休職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員及び育児休業をしている職員を含まないものとする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 警察官の定数は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>2 警察官を除く職員の定数は、305人とする。</p> <p>3 前2項の定数には、<u>休職者及び育児休業をしている職員を含まないものとする。</u></p> <p>4 略</p>

(香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

4 香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げる とおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の定数には、<u>次に掲げる者を含まないものとする。</u></p> <p>(1) 休職者</p>

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員

(3) 略

(4) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員

(3) 育児休業をしている職員